

デンマーク・コペンハーゲン出張報告  
2018 SPP 海外調査 (2018年2月26日-27日)

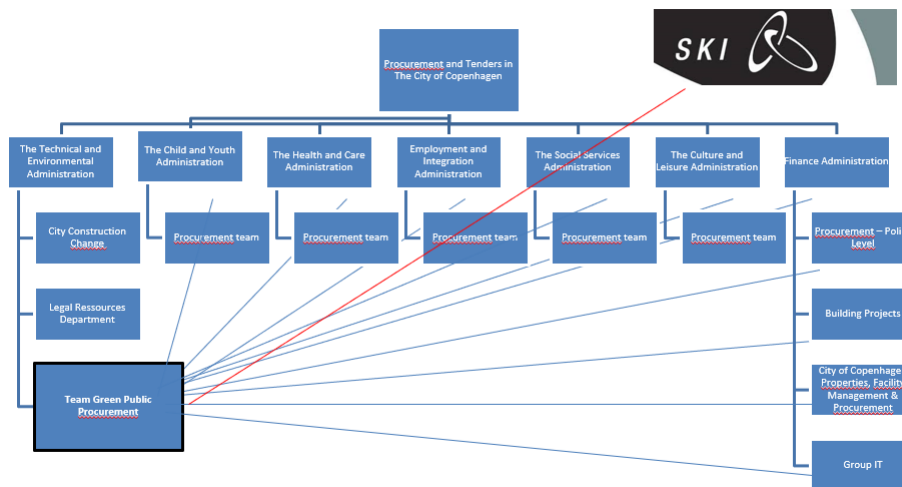
コペンハーゲン市

1. グリーン公共調達 (GPP) /持続可能な公共調達 (SPP) 政策

調査先面会者：

トーマス・ニールセン氏、コペンハーゲン市、環境・気候変動アドバイザー、資源と廃棄物担当  
マリア・ペイゲル・フレイ氏、コペンハーゲン市、環境アドバイザー  
カスパー・マロット氏、コペンハーゲン市、環境アドバイザー (技術的に環境を管理している部門)

- コペンハーゲン市は、デンマークの首都であり最大の都市で、自治市の人口 57 万人、市街地の人口 100 万人
- コペンハーゲン市は様々な戦略を出している。それらは、資源・廃棄物行動計画 2018 やコペンハーゲン 2025 というビジョンがあり、それを達成するための行動計画や戦略などがでている。グリーン公共調達 (GPP) 政策はそれらを達成するためのツールとして推進されているものになる。
- 調達政策の中でのグリーン公共調達 (GPP) では、環境関係の革新的な移行をサポートすること、サステナビリティの方向性をより示すために、サプライヤーに影響を与えること、環境関係の革新的な解決策を生み出す企業の成長を促し、仕事を生み出す。それらをフォローしていくことを実施している。
- コペンハーゲン市の年間調達額は 15 億ユーロであり、その内訳は、2 億 4000 万ユーロの中央集約 (財務部門)、2 億 1300 万ユーロの地方分権型協定 (それぞれ独自に契約)、4 億ユーロ (建設関係)、6 億 6700 万ユーロ (契約なし) である。
- コペンハーゲン市の調達と入札においては、7 部門、10 調達ユニットにおいて戦略的調達がなされ、様々な部門で様々な方法で調達が実施されている。GPP 調達チームがこれらの部門に対して影響を及ぼしている。



- リスクと戦略的重要性：デンマークプラットフォーム 18 組織。環境中心。ICT 機器。環境クライテリ

アを遵守しなければならない。ナレッジシェア。特に交通は重要。コペンハーゲン市のリスクアセスメントあり。

#### <入札について>

- 入札は次の手順で実施される。
  - ① 調達チーム  
新しい入札。現存の契約の延長
  - ② 技術・環境当局 (Technical and Environmental Administration :TEA)  
ブレインストーミングの実施、環境クライテリアを推敲する。
  - ③ TEA 情報収集  
情報を集める (同僚、権威者、エコラベル、企業組織、ネットワーク、市場のエンゲージメント、他の市町村、NGO)
  - ④ TEA  
環境クライテリアを推敲する。
  - ⑤ TEA と調達ユニット  
交渉を行う。
  - ⑥ 入札と調達  
質疑応答、評価、署名
  - ⑦ フォローアップ  
書類の授受、サプライヤーミーティング、監査

#### <コペンハーゲン市、環境クライテリアと監査>

- コペンハーゲン市では、環境のクライテリアが発行されていて、それに基づきサプライヤーは実施することになっている。
- この環境クライテリアは、常に改善されていて、年に 1-2 回改訂。プラットフォームの意見もきく。強制的なもの、任意のもの。
- 契約企業への監査あり：一次サプライヤー (Tier 1) のみ。エコラベルの取得のチェック含む。サプライヤーとの対話も含む。改善が必要なところは直してもらう。チェックリストあり。環境のみフォロー。
- 環境クライテリアについては、現時点ではデンマーク語のみで作成。英語版はない。
- 去年は 6 企業を 1 日かけて監査
- 環境側面以外の社会的側面については、財務部門が契約企業へ監査を実施している。
- 監査において不適合な状況があった場合のペナルティはない。以前はクリーニング産業において労働問題があった。児童労働はハードローの領域で、警察に通報することとなっている。
- 社会的側面は社内のチームで監査を実施している。CSR ディレクターがいる。
- マーケット・エンゲージメントについては、EU 指令下ではあまりやってはいけないことになっていた。クライテリアも自分で策定せよ。汚職を防ぐ。ただ EU 指令自体は対話を禁じていない。法的なフレームワークは検討されているところ。

### <SKI : デンマーク政府のフレームワーク>

- SKI : 98 自治体と政府のフレームワーク。デンマーク財務省の所管となる。市場への影響力は高いが、非常に政治的などころである。内容的にはコペンハーゲン市の方がレベルが高い。

### <コペンハーゲン市の調達政策>

- 現在の調達政策 2014-2018 については、政策をどのように実施していくかは何も語られておらず規模感もない状態である。実際に7つの部署間でどうやって実施していくのかの合意もない。財務当局はあまり積極的ではない。
- 新しい調達政策では、サステナビリティ関連にもフォーカスしており、具体的な目標地も設定。これを達成するための行動計画の検討も必要となる。政治家の関与もあり、合意形成についても必要である。
- 輸送に関しては、クリーンな排ガス基準、BuyZET (EU レベル) が求められる。輸送セクターは、最も多くの CO2 の排出をしており、優先課題としている。コペンハーゲン全体の交通システムとの兼ね合いも検討課題となっている。
- EU エコラベルの新しい調達政策について、この EU エコラベルが出る前は、企業は独自にフォローしなければならなかったが、このエコラベルがあればフォローが簡単になった。このエコラベル導入に当たっては、非常に手間がかかる。デンマーク国内では独自の認証マークがあり、26 製品分野におよび、規模は 4000 万ユーロとなっている。

### <サーキュラー・エコノミー>

- コペンハーゲン・ビジョン 2025 では、「コペンハーゲンは、サーキュラー・エコノミーのリーダーでなければならず、地球の資源への影響を少なくしなければならない」としている。
- 公共調達でサーキュラー・エコノミーを使用する方法としては、次の3つを掲げている。①最小基準、②サービス契約、③再設計と修理
- 資源廃棄物マネジメントプラン 2018 の実施。廃棄物ゼロを目指している。
- コペンハーゲンの考えるサーキュラー・エコノミーの次のステップとしては、業界を限定し (衣料品業界、家具、ICT)、パイロットプロジェクトを行う。現在持っている資源を徐々に補修していく必要あり。
- 困難な部分としては、異なる管理部門やボックス間の障壁があり、これらを打ち破ることが必要となる。今後は、組織的/構造的障壁のマッピングを行うなど、縦割り行政をいかに克服してサーキュラー・エコノミーを横断的にやっていくのか。これらの異なる角度から調達価格を見るための調達の予算とメンテナンスも必要となる。この主要な問題の1つは、生産段階における資源の使用が、外部ステークホルダーからの関心とは無関係であることである。
- また入札を実施する前に、サーキュラー・エコノミーをどう考えるかが必要となるので、内部のキャパシティビルディングも必要となる。
- まだサーキュラー・エコノミーに対応できる企業は少ないので、少しずつ、低い基準で実施することが必要であり、精巧なビジネスケースを示すことが重要となる。

### <マイクロプラスチック削減戦略>

- コペンハーゲン市は、長期的なマイクロプラスチック削減戦略の一環として、マイクロプラスチック

を放出する製品を代替品に置き換えることができるかを調査する予定としている。

- 進め方としては、専門家とステークホルダーを特定し、マイクロプラスチックの排出を引き起こす製品を特定し、代替製品やソリューションを見つけていく。
- EU 基準があるが、コペンハーゲン市では、質の低いタイヤを使用していることが問題となっている。タイヤの摩耗などにより、マイクロプラスチックの問題を発生させている。いいタイヤを買えば問題はない。短期、長期の戦略を要検討。

#### <コペンハーゲン市のグリーン公共調達の長所と短所>

##### <長所>

- コペンハーゲン市議会の強いイニシアティブがある。
- 各組織に分権化を進めている。
- 年間予算を考えれば市場へのインパクト大きい。
- マンパワー、フォローアップ体制、専門家へのアクセス体制は強み。

##### <短所>

- トップマネジメント
- 財務当局。長期的なコストがなかなか勘案されにくい。単年度予算。
- 人事異動により長続きしない。
- モニタリングは時間がかかり、課題。インパクト分析は難しい。
- 社会的側面はできていない。監査も環境分野のみ。

##### <推奨事項>

- (環境) 調達に関する政策を持つこと。サステナビリティについて話し、環境要求事項を入札に取り入れる明確な政策的義務があることを確認する。
- 環境調達のための測定できるターゲットを設定し、長期的な野心的な目標を設定する。そして長期的な市場のエンゲージメントプロセスを実施し、市場/サプライヤーに適応する時間を与える。実際には、ロードマップを作成し2年~4年後にこれらの基準を満たす製品のみを調達する。
- 環境部門と調達チームの間で正式な契約を結ぶ。他部門が環境部門に何か参照することがあるかを確認するのを忘れる場合もあるので、すべての部門が環境部門に連絡する時期を知るようにする。
- 環境クライテリアのガイドライン作成し、その中では強制的かつ自発的な義務を示す。調達者のための簡単な最初の一步と重要なツールとなる。
- 環境クライテリア設定に市場との対話に十分時間をかける。フォローアップを行い、十分な時間があることを確認し、組織や入札プロセスに影響を与える。
- 社内キャパシティビルディングの構築に重点を置く。調達者が、実際に助けを求めるためには、グリーン行公共調達 (GPP) に関するアイデアが必要となるのでキャパシティビルディングを行うことはとても重要である。
- パートナーシップ (他との協働) に参加する。レバレッジを効かせ、知識の交換なども強化する。
- ロビーの重要性: エコラベルの導入をめぐる政治家との対話が必要。環境調達がいかに重要であるか、GPP がグローバルなサステナビリティの移行にどれくらい重要であるかを皆が知るようにする。

## 2. 食料政策(オーガニック・プログラム)

面会者: ベットィナ・バーグマン氏、コペンハーゲン市、専門家

(Ms. Bettina Bergmann, specialist, Copenhagen City)

- コペンハーゲン市の食料調達を担当している法律専門家。EU の政策についても取り組む。
- 国際的な C40 Network で食料ネットワークを担当、調達の代表を務めている



- コペンハーゲン市は、2017年オーガニック食品普及率9.6%、世界最高水準である。
- 追加費用なくオーガニック90%を9年間で達成することを目標としている。そのためにはキッチンスタッフを教育しなければならなかった。予算がなくとも取り組めることを証明している。
- デンマーク市保有のキッチンにおけるオーガニック原則あり。
- 外部委託せず自前で食品を調達することでコスト削減が可能となった。肉の調達については、違った肉の部位を使用するなど工夫をすることでコストダウンができる。またジャガイモについても自前で調理し、調理したものを購入しない。誰か他の人が調理したものを購入するとそれだけコストがかかるということである。どのように調理するかによって、食品廃棄物の量も決定するので、この点にも注意が必要である。ケータリングや調理後の食品の調達に関する契約はとてま少なく抑えている。10個のすべてのユニットはキッチンを持っているので、それぞれで調理することができる。また我々は2つの大きなセントラルキッチンがある。1つはお年寄りの為のキッチンで、こちらで調理をしたものをお年寄りの各家庭に届けられる。もう1つのセントラルキッチンは学校給食用である。学校給食は、このセントラルキッチンで調理を行うものと、各ユニットのキッチンで調理されるものに分かれる。例えば、パスタをセントラルキッチンで調理したら、現場でまた温めなければならず、アルデンテではないので、現場で茹でる方が適切である。ソースは事前に作っておいたものを温めることができるのでセントラルキッチンで調理される。というように、より合理的でコストがかからない方法で調理がなされるようになっている。
- デンマーク市の学校での給食は無料ではなく、生徒が食事をとるか選択をし、各家庭で費用負担をすることになっているために、より良い食事を提供しなければ給食を食べることを選択しない。コペンハーゲン市内の学校では、25%~30%の生徒がこの給食を選択しており、毎日7000~9000食分を提供している。
- また新しく学校を作るときには、学校にキッチンを作るようにしている。これらの12の学校では、学校にキッチンがあり、その場で調理している。そして学校の子どもたちがキッチンを使用して調理を行うシステムを持つことにより、これらの学校の多くの子供たちが給食を利用するようになっており、ほぼ100%(80%~100%)の生徒が給食を食べている。
- 食料調達スペシャリストであるバーグマン氏が、契約をカバーしており、より良い契約を行うことを考えている。オーガニック食材へと転換させるために、キッチンスタッフをサポートするためのコンサルタントをお願いしている。
- すべての食品を一人でカバーすることはできないが、特定の食品をカバーしあう。原則としては学校では同じ食事をとることとしており、宗教によって食事を分けたりしない。時には、そんな食品は調達できないと

言われることもあるが、時間をかけて取り組むことが必要である。

- 魚の調達については、新鮮な魚を調達したいので、その場合には卸売業者に行く必要がある。魚の時期は変化するものであり、調達することは難しい。したがって、毎週魚の種類を特定しない形で調達し、幼稚園に届ける。
- 持続可能な漁業認証は、MSC と ASC 両方行っている。持続可能な漁業については様々な議論があり、今後より検討が必要。中小企業に書類提出を求める。サプライヤーを信用するが調査が必要である。なぜならば、有害な餌や抗生物質などを使用していることも考えられるからである。
- 多様性とシーズン性が果物では重要。リンゴ、なしでも多くの種類を用意する。季節に沿った果物、例えばイチゴが調達できるような工夫が必要となる。海外から調達することがないようにする。オーガニック(有機)契約においては、クライテリアで季節に配慮することが必要である。
- オーガニック食品を 90%達成するという目標を掲げるならオーガニックのハラル肉を調達できなければならぬのだが、現時点では実存していない。現状では今後 2 年間で出てくることを期待している。
- 調達する前に、キッチンとマーケットとの対話を重視すること。調達は、納入時間、質、そして価格という順番で重要と考えている。
- 市場との対話をどのように行うか、キッチンは、バークマン氏我々にとっての顧客でもあり、そのスタッフを満足させることが重要となる。
- サプライヤーに必要な条件を公示する。入札が公示されて 10 日間後に、市場との対話を行う。それを書くために必要な情報を対話で入手する。コメントがあれば回答することもバークマン氏の仕事。14 日以内にフィードバックがあればできるシステム。なぜこれが必要なのかをよく説明する。入札企業のチェックリストを確認する。200 million 規模の契約もある。たまに私から企業に質問をすることもある。こうした契約前の対話が重要になる。
- 政治家が現在どのような目標を設定するか。現在では EU 基準がある。デンマークの中小企業を支援したい政治家もいる。30-50million クローネの調達をすることもある。中小企業が入札で対応できるような助言もする。
- Best Value、すなわち食料の品質が重要で、価格が重要ということではない。専門家チームの目線と計測可能なデータが必要であり、こちら側がどのような食料を必要としているのか詳細をしっかり伝えることが必要となる。技術的な定義は規格につながるものだが、食料購入にどれだけ適しているのか。良い食料を、季節物を調達することは難しい。
- ブラインド・テイスティングなどもする。40-50%クライテリアをクリアしていることを最低限の条件。専門家、キッチンスタッフにも評価してもらう。50%はエッセンシャル・エバリュエーション。
- キッチンスタッフとは非常に連携している。私自身は机にいますが、キッチンスタッフは常に調達される食材をチェックしている。すべてを一遍にスタートさせないことが大事。新しいサプライヤーは最初うまくいかないもので、時間をかけてアジャストされていく。全てのキッチンからレポートが自分にくる。
- 90%のオーガニック目標の達成は義務になっている。政府はキッチンの衛生監査も実施。2019 年に向けて自分自身も達成に貢献しなくてはならない。
- 子どもへの食料教育を農場でも実施していく。食材がどこから来るのか、そして食品ロスをなくし、循環していくことを教育する。ローカルストアでは今では多くのオーガニックフードを手頃な価格で見かけるようになっている。食品ロスをどのようにコントロールすることも課題。
- オーガニックを買うことが目的ではなく、実際にサステナブルにすること。変化させるための機会を作る。
- デンマークではカーボンフットプリントも農業で進む。

- インパクトが市場にどれだけあったのかは難しいところ。いい方向に向かうには時間がかかる。4-5 年の契約を結べる。ミラノ市の担当者とも話したが、有機コメの調達切り替えに成功した契約事例もある。蜂蜜になるとかなり広い範囲でオーガニックにしなければならないので大変。
- いい食品の定義は何か。オーガニックが良いことには疑いがない。食品の違いを子どもたちに教えることも重要。
- 子どもの食育への影響度が入札の条件に入っている。これは財政課だけのクライテリアでは決して入らないこと。教育部署が連携している。
- EUとデンマークの GPP クライテリアあり、食料に関しては EU にも助言している。どうやって実施できるのか、実践があるので。調達担当者には、この調達が国内でどんな影響があるのかを考えないといけないと言っている。国際的な C40 Network で食料ネットワークを担当、調達の代表を務めている。各自治体で色々と試行錯誤がなされているが、特に食品は分脈が異なると思うが、経験を共有することが重要。インスパイアされる。SDGs の食品ロス目標もある。今後は市民へのオーガニック普及をやっていくところ。子供達への教育が重要。
- コペンハーゲン市は、2017 年オーガニック食品普及率 9.6%、世界で最も高い。

#### デンマーク・エシカル・トレーディング・イニシアティブ (Danish ETI)



面会者: ミッケル・ステンバック・ハンセン氏、ダイレクター、デンマーク・エシカル・トレーディング・イニシアティブ

(Mr. Mikkel Stenbæk Hansen, Director, Danish Ethical Trading Initiative)

[www.dieh.dk](http://www.dieh.dk)

Mobile: (+45) 2726 6416 E-mail: ms@dieh.dk

英国 Ethical Trading Initiative のメンバー組織。

会員の半分は企業、半分は NGO や公的機関。

様々なステークホルダーが参加。連携に向けた対話の実施。幅広いサステナビリティの分野を踏まえて、倫理的な取引の推進に取り組む。

- 過去に東京に行ったことがあり、小池都知事の会合に参加。
- 船舶会社に勤務。NGO やサステナビリティ関係の調査で活動。
- ETI のメンバーとして活動。会員の半分は企業で、半分は NGO や公的機関。幅広いステークホルダーが参加している。連携に向けた対話の実施。幅広いサステナビリティを踏まえて、エシカル貿易の推進に取り組む。

- 小さな活動から大きな活動も。建設、食料、サプライチェーン管理。ノルウェーとUK。
- テキスタイル産業、バングラデシュ、ケニア、ミャンマーなどの現場プロジェクトあり。企業のサプライヤーマネジメントの社会的な側面の改善に取り組む。デンマーク企業が今後もより参加してくれるように活動。
- デンマークはグリーン調達に 15 年取り組むが、任意であり強制ではない。EU ディレクティブやイニシアティブもある。ティンバーの問題に取り組んだりしている。規制というよりも、アクションを促進するような活動。
- グリーン公共調達のナショナル・フォーラムがあり、ワーキンググループに取り組む。ガイドライン策定、知識の共有。14 自治体が参加。11 製品分野にフォーカス(ICT、交通機関など)。ボランティア参加で強制ではないが、行動が義務付けられる。デンマークには 98 自治体あるが、全部参加しなくて良い。DIEH は事務局の一部を担う。10% マージン。
- デンマーク環境省、ビジネスオーソリティ。
- 環境面はやってきたが、社会的側面はかなり遅れている。指標の設定が難しい。
- 建設事業で児童労働など酷いケースがあった。改善するにはオリンピックはいい機会になるだろう。カタルは気にしないが。都知事はサーキュラーエコミーをやると言っていたが。
- 保健、フード、建設業界。
- 移民労働者の問題は農業が多いが、ポーランドからくる人が多い。EU 域外からもあるが。イタリアではトマト、ワインなどで問題あり。移民労働者の問題は長い歴史があり難しい。
- コペンハーゲン市の EU エコラベルの導入は野心的。小さなプレミアムコスト。カテゴリー1、2、と段階的に設定されている。
- 調達担当はガイドラインを必要としているので、専門的な知見を提供するいい機会になる。
- 監査の問題は確かに課題。企業では多くの監査あり。98 自治体でそれぞれ監査する必要はない。自治体共同で連携して監査すればいい。
- パーム油は同じく課題。
- 企業はサプライチェーン改善により取り組みつつある。
- 中南米のバナナ問題に熱心に取り組んでいる。
- デンマークでも小売業界が重要。
- UNEP が SPP プログラムの登録をしているはず。
- DIEH でも将来的には公共調達にもっと取り組んで行きたい。86 団体の会員がいて、会費を払っている。責任ある投資プログラムを実施している。
- 英国、ノルウェーETI との連携しつつ、研修プログラムも実施していく。



## Daniel Morris



**Adviser, Human Rights and Development**  
LLM International Human Rights Law  
Human Rights and Development

[damo@humanrights.dk](mailto:damo@humanrights.dk)  
+45 91 32 56 70

### Key competencies

Business and human rights, public procurement, National Human Rights Institutions (NHRIs)

NATIONAL HUMAN RIGHTS INSTITUTIONS

BUSINESS

INTERNATIONAL STANDARDS

面会者: ダニエル・モリス氏、アドバイザー、人権と開発、デンマーク人権研究所  
国際人権法、人権と開発、

(Mr. Daniel Morris, Adviser, Human Rights and Development, LLM International Human Rights Law, Human Rights and Development, The Danish Institute for Human Rights)

e-mail: [damo@humanrights.dk](mailto:damo@humanrights.dk)

Address: Wilders Plads 8K, 1403 Copenhagen K

Phone: +45 91 32 56 70

地図 <https://goo.gl/maps/VdmCDHyiYmT2>

- デンマーク人権研究所は、デンマーク政府の研究所である。デンマーク人権研究所のような人権研究所がそれぞれの国にあることが理想である。日本にはまだない。
- デンマーク人権研究所はユニークな存在であり、国内のみならず国際的な研究もマンデートに含む。国内レベルでは、普通の国内人権研究所と変わらないが、国際的には特定のテーマにフォーカスしており、国際的な活動を行う部門は、人権と開発であり、3つのプログラムがある。企業のエンゲージメント、人権とビジネス、持続可能な開発、の3つがある。この3つはそれぞれ重なりあひながら仕事を行っている。モリス氏は人権とビジネスのチームに所属している。
- モリス氏は、国内、国際的な部分での公共調達に関わる部分を担当している。

### 1. 国別行動計画(National Action Plan: NAP) と公共調達

- デンマーク人権研究所は、2017年にビジネスと人権に関する国別行動計画(National Action Plan on Business and Human rights)のWebsiteを立ち上げた。<https://globalnaps.org/>
- このNAPのWebsiteには、公共調達についてピックアップされている。  
<https://globalnaps.org/issue/public-procurement/>
- サステナビリティ調達は、公共調達におけるビジネスと人権と少しフォーカスが違っている。サステナビリティ調達は、環境、人権、労働、腐敗が含まれる。人権については、国際的な人権基準にフォーカスされている。とても多くのことが重なっており、少しの違いである。
- コペンハーゲン市については、グリーン公共調達について進んでいるが、人権などを含む社会面に関し

での公共調達はそのほど進んでいない状況がある。これは国際的にそのような状況があり、環境についてはより理解されている状況がある。どうやって持続可能な調達に人権をレバレッジできるか、これはとても良いアクセスポイントであり、モリス氏は前向きに捉えている。

- NAP についてはツールキットを ICAR とともに開発しており、2017 年に新しいバージョンを発行した。ここには実践的な事例があり、また NAP に何が含まれる必要があるかが記載されている。

National Action Plans on Business and Human rights Toolkit (2017 Edition)

[https://www.humanrights.dk/sites/humanrights.dk/files/media/dokumenter/udgivelser/hrd\\_2017/dihr\\_icar\\_nap\\_toolkit\\_2017\\_edition.pdf](https://www.humanrights.dk/sites/humanrights.dk/files/media/dokumenter/udgivelser/hrd_2017/dihr_icar_nap_toolkit_2017_edition.pdf)

- NAP は、悪い事例がたくさんある。特に公共調達に関するについてはそうである。
- 全ての NAP ではないが、いくつかの NAP は公共調達についての個別のセクションを設けている。
- 全ての NAP に言えることだが、予算に関しての記載がない。
- モリス氏の個人的な意見として、テキストのみの NAP よりもフォーマットが決められている方が良いとのこと。
- 今後の NAP の公共調達についての調査ももっと深掘りしていく予定。
- NAP は一般に言って、改善に向けた余地がある。フォーカス、期間が明確なことが重要。
- NAP の長さについても色々特色がある。長ければいいという訳ではない。
- フォローアップ(NAP を本当にやっているのか)についてはまだ調査をしていないし、現時点でやる計画がない。

#### <米国 NAP>

- 米国 NAP は、行動について国内ではなく、国外に焦点を当てており、モリス氏個人的にはとてもこの点についてとても批判的である。米国は全般に省庁ごとの縦割り構造。
- 米国の NAP は、表がたくさんあり、モリス氏個人としてはこのフォーマットを好んでいる。

#### <ベルギーNAP>

- ベルギーの NAP は公共調達については OK。特定の地域の取り組みを取り上げている。ベルギー政府は、いくつかの重要なセクター、その一部はいわゆるリスクの高い国で生産されており、製品とサービスの調達手続きで定められた基準を遵守しているかどうかを検証し、モニタリングする最良の方法を分析しているとしている。仕様に定められた人権尊重に関する要件が遵守され、欧州諸国での既存のベストプラクティスが事例として使用されている。
- ワロン地域では、2016 年末までに、公共調達計画は 2017-2019 年に更新され、ワロン地域での購入をより持続可能にするためのいくつかの行動が含まれている。
- フランデルン地域では、2016 年には、イノベーション、サステナビリティ、サプライチェーンにおける人権侵害の削減、中小企業の職業化およびアクセスを重視した、フランデルン地域の公共調達に関する 2016-2020 年の計画が承認された。この計画に関連するパイロット・プロジェクトは、「雇用と社会経済」と「首相と公共ガバナンス」の政治分野において、様々な契約当局のバイヤーと協力して、(人権の尊重、ILO 中核条約の尊重などが含まれる) 支援文書の信頼性を監視するものである。これは、条件に含まれる人権基準が効果的に遵守されていることを検証するために必要である。この点で、フランデルン当局は、主に繊維製品の調達に集中するとしている。このようにパイロット・プロジェクトを追加するのは良いやり方である、何故ならどうしても理論的なものになってしまうからである。このように具体的な実践を通じて経験し、失敗から学びことで、主流化に向けた努力ができ、ゆっくりと実務に統合していくことができる。

### <チリ NAP>

- チリの NAP はとても良い。デンマーク人権研究所が策定を支援している。
- チリの公共調達制度であるチリコンπρα (Chilecompra) という公共調達機関システムがあり、これは、公共市場のウェブ・プラットフォームを通じた、国による商品やサービスの契約を、様々な購入手続きを促進することを目的としている。
- チリコンπραは、「統合契約」条項を取り入れ、サプライヤーは指導原則に則って人権を尊重することになる。「統合契約」を通じて、サプライヤーは、入札用紙に提出された情報および詳細に関する透明性、真実性および真実性を持って行動することをコミットする。この条項は、フレームワーク契約のすべての条件に含まれ、その使用は公開入札の条件で推奨される。この条項を正しく理解するために、チリコンπραは、ビジネスと人権の問題を含むサプライヤーに対して研修を行う。
- INDH(チリ人権研究所)があり、これはチリの国内人権研究所になる。NAP では、開発したプラクティスについて特定し、関わる主要機関を記載、またターゲットを特定し、個別の省庁を特定している。チリの NAP の弱点としては、期間や時期について、また予算も記載がされていないことである。

### <チェコ共和国 NAP>

- チェコの NAP は、良い内容と悪い内容がある。とても長いセクションになっている。サプライチェーンと紛争鉱物について、また特別に公共調達のチャプターもある。GDP の 12% が公共調達に使用されていることや、EU 指令に関する事などにも触れられており構成については悪くない。しかし現状や結果については記載があるが、将来についてが非常に曖昧な記載となっている。

### <フィンランド NAP>

- だいたい良い。公共調達については、独立して記載がある。公共調達における「社会的クライテリア」があり、CSO ネットワークには参考になる。
- 公共調達における「社会的クライテリア」:EU 調達指令は、公共調達において社会問題をより効果的に考慮することを可能にする。公的な契約に関する法律の包括的な修正には、この指針によって与えられた質的要素と社会的責任を強調する可能性がある。公的な契約に関する法律の改正は、ステークホルダーと協力して雇用省と経済省の下で行われている。

### <アイルランド NAP>

- アイルランドの NAP は短く、可も不可もない。EU 調達指令について触れている。

### <オランダ NAP>

- オランダの NAP は極めて悪い事例。NAP は行動計画であるはずなのに、何の行動も示されていない。

### <ノルウェー NAP>

- ノルウェーの NAP は、非常に曖昧である。

### <英国 NAP>

- 英国の NAP は悪い事例である。英国には 2 つの NAP がある。英国は NAP を最初に発行した国になること、

そして 2 つ目のバージョンを発行した初めての国になることを考えていた。指導原則をショーケースとして花ばなしいが、実行は乏しい。

#### <スイス NAP>

- スイスは全般に良い。
- スイスの NAP は、最後に表があり、行動、責任、時期・期間などの記載がなされている。
- スペインとともに、指導原則に厳しく対応している。また項目は指導原則と同じ 31 項目の見出しがある。柱の 1、2、3 と取り上げて、それぞれに記載している。100 ページを超えるもの。(アイルランドはたった 13 ページ。)

## 2. デンマーク人権研究所の公共調達部門の調査エリアについて

### (1) アメリカ大陸の公共調達のミーティンググループ

- デンマーク人権研究所の公共調達に関する調査は、現在アメリカ大陸(北米とラテンアメリカ)に焦点を当てている。
- アメリカ大陸の 33 カ国の調達機関があつまって、1 年に 1 回、年次での人権と公共調達に関するミーティング(Annual Meeting)を開催して議論を行っている。このような人たちが 1 年に 1 度参集し議論を行うのはとてもユニークな機会であり、欧州や他の地域ではまだ行われていない。
- 昨年ここでデンマーク人権研究所が行ったことは、9 つの公共調達機関を集めて「人権と公共調達」について話をした。
- デンマーク人権研究所としては、基金を募って、これらの機関とともにより大きなプロジェクトを実施したいと思っている。まだとても早い時期であるが、このポテンシャルは非常に高い。興味深い点の一つは、デンマーク人権研究所として、これら機関には、何を強調して、何が事例で、何を実施しているのかを発信することを伝えている。<http://ricg.org/taller-sobre-derechos-humanos-y-compras-publicas/contenido/665/es/>
- そして多くの国や機関は、特定の方針は、サステナビリティや人権の方針から来ているが、一般的にとっても狭い。それらのアプローチを広げていくために何をしていくということだが、当研究所が知らないうちに既に特定のプロジェクトが始まっている。エルサルバドルでは、児童労働の根絶に焦点をあて、コロンビアでは障害者について焦点を当てている。ウルグアイは、元囚人の更生プログラムでの支援などがあり、今はこれらだけに集中しているので、デンマーク人権研究所としても良いスタートとなっている。
- 他の世界の地域で考えても、一般的に個別の方針があるが、とても限定されて狭いものである。

### (2) 国連環境計画(UNEP)の持続可能な消費と生産 10 年計画枠組み(10YFP)

- UNEP の 10YFP において持続可能な公共調達プログラムがあり、デンマーク人権研究所は、人権と公共調達のワーキンググループを持っており、この活動の一環として、持続可能な公共調達を行っている人々に対して、人権の要素を取り入れた内容のウェビナーを実施する予定としている。NAP のツールキットと似たタイプの公共調達に関するツールキットを開発しており、2018 年 11 月末までには完成する予定である。これは、政策立案者により焦点をあてており、より実践的なものを作成することを検討している。課題は、多くの国が調達に関して特定の法律を持っていることである。現時点で特定の個別のドキュメントを作成することはできないが、ハイレベルでユニバーサルなドキュメント策定を目指している。

### (3) 公共調達と人権に関するラーニング・ラボ

- International Learning Lab on Public Procurement and Human Rights: 公共調達と人権に関する国際ラーニング・ラボは、人権に関わる公共調達の専門家達のプラットフォームであり、参集して議論している。最後に開催された場所は、南アフリカであり、警備(Security)に焦点を当てた。
- セクターに特化し、アプローチは公共調達と人権である。警備は良い事例である。書類はとても実践的であり、人権の懸念に関して記載があるサプライヤーとの契約書のドラフトについても作成しており活用できるものである。
- Website にはハブがあり、エレクトロニクス、アパレル、国際金融機関、民間警備がある。

<http://www.hrprocurementlab.org/>

- 民間警備は、ドキュメントを発行しており、アパレルは近日中に発行する予定である。また、エレクトロニクスは、発行する予定で進めている。国際金融機関の部分は、あまり進んでいない。

A Contract Guidance Tool for Private Military and Security Services: Promoting Accountability and Respect for Human Rights and International Humanitarian Law

<http://www.mdforum.ch/pdf/contract-guidance-tool.pdf>

- CSO ネットワークの文書の中で関連のある部分としては、エレクトロニクスウォッチがある。エレクトロニクス業界では、サプライチェーンの人権に関してとてもよい公共調達がなされている。中でもエレクトロニクス業界の労働者に対しての記述がなされている部分が良い点で非常に水準の高い取り組みをしている。日本の参考になると思われる。

### (4) デンマークの活動について

- デンマークについては、人権と公共調達に関しては、良い事例でなく、残念だが現時点ではベストプラクティス、と言えない状況である。

#### <デンマークの地方自治体との2年間のパイロットプロジェクト>

- デンマーク人権研究所は、一つ大きなプロジェクトを実施しており、デンマークの地方自治体との2年間のパイロットプロジェクトである。OECD 各国連絡窓口(NCP: National Contact Point)がファンディングして、デンマーク人権研究所にこのプロジェクトを実施させている。このプロジェクトは、コペンハーゲン市を含む3つの自治体が参加しているが、さらにより多くの自治体に参加して欲しいと思っている。現在はコペンハーゲン市周辺の自治体の参加なので、より地域的にも離れたところの自治体に参加して欲しいと思っている。
- 様々なタイプの自治体に参加をいただき、都会、地方の自治体、裕福な自治体とそうでない自治体の比較をしたい。自治体自身が公共調達と人権について具体的に実践し、デンマーク人権研究所がチェックし相談にのっている。これら自治体は、潜在的な部分を強調し、開発へのアプローチを行っているが、完璧なモデルを最初から求めるのではない。またそれら自治体を人権に関する法律によって怖がらせることはしない。デンマーク人権研究所は人権の専門家であり、自治体は公共調達の専門家であるので、学びながら協働して行っていくことが重要と考えている。契約前、入札、報酬、フォローアップ、マネジメントレビューなど、順番にやって行くことが必要である。デンマーク人権研究所は、2019 までにこれらのパイロット・プロジェクトに関することをまとめて、実践的なアプローチやプロセスは何か、教訓などを文書化して行く予定。

#### <デンマーク防衛省>

- デンマーク防衛相は、CSR 方針を持っている。悪い事例があり、北朝鮮からの奴隷労働者が船の建造に参



加していたことがわかり、取り組むようになった。この情報については懐疑的な部分もあるが、取り組みを開始するという点では良いことである。デンマーク人権研究所は、小さなプロジェクトとして実施している。

#### <SKI>

- SKI は、中央公共調達当局であり、デンマークの調達を担うこの機関は、人権には興味がない。デンマーク人権研究所としては、SKI に将来的に関心を持ってもらいたい。地方自治体の人権に関する公共調達の方針などを作成していき貢献をしていきたい。

#### (5) その他

##### <英国>

- 現代奴隷法は一定の企業に報告義務を課すことを導入し、現代奴隷制と強制労働に焦点を当ててイントロダクションとしては良いものである。企業に対して課したのは、EU 指令の非財務報告に則った報告義務であり、取っ掛かりとしては非常に良かった。英国としては、他に2つの調達と人権に関する法律がある。スコットランドの調達改革(2014年)、公共サービス(社会的価値)法 (Public services social value Act 2012) イングランド・ウェールズ 2012年である。人権に関する法律は重要であるなぜなら国の拘束力があり、国は、義務として人権法を導入する必要がある。しかし問題としては国内法において、人権について公共調達を行いなさいとは言っていないことである。そして公共調達の専門家は、我々は必ず公共調達に人権についていなければならないということはない、これらは法的義務がないと言う。これは人権の法的義務と現実の間でちょうどミッシングリンクになっている。最善の方法は、公共調達の専門家が人権に関する懸念を公共調達に含むことをさせることが必要である。これら公共調達の専門家は今まで他の調達の法律があるという理由から公共調達に人権の懸念を含むことができないと言ってきた。多くの国ではこの件に関する法律がない。
- しかし北アイルランドでは、法律ができた。北アイルランドは最初のアプローチとして、法律のケースを設定し、人権に関する管轄を設定し、地方政府の公共調達法に言及し、人権法をも含み、この不足している間の部分をカバーしているので、実施しなければならない。現在は財務省が人権に関する公共調達の政策文書も作るように言っていて、北アイルランドの中央調達局の内部で作成している。法律が一番上にきて、そして、法律のすぐ下に方針がくるので、方針がなくてはならない。そして、デンマーク人権研究所としては、北アイルランドにどのようにこの方針を開発するのかについて話をしている。デンマーク人権研究所は、北アイルランドとパイロット・プロジェクトを実施した。これはとてもシンプルで、請負業者は、人権方針を開発し維持しなければならず、そして取締役レベルの人を含めなければならない。そしてステージ 2 は、人権方針をより掘り下げることを行う。

[http://www.nihrc.org/uploads/publications/NIHRC\\_Public\\_Procurement\\_and\\_Human\\_Rights.pdf](http://www.nihrc.org/uploads/publications/NIHRC_Public_Procurement_and_Human_Rights.pdf)

- 公共調達は NAP のチャプターに含まれているが、3つの柱(保護・尊重・救済)の全てをカバーしておらず、その中でも3番目の柱である救済はいつも最も弱くなる。
- 英国は概して、中央公共調達当局である「クラウンコマーシャルサービス(The Crown Commercial Service (CCS))」がある。モリス氏は、昨日もこの組織と議論したが、この組織が、公共調達を通して現代奴隷法の開発を行っている。この法律は、ただ単に法律ということだけでなく、企業へのペナルティもある。政府当局も公共調達に関わる方針の導入を試みている。すでに手段は準備されており、2つの政策でカバー。イエス・ノーのチェックボックスがあるが、デンマーク人権研究所としては、人権は、イエス・ノーのチェックボックスにて答えられるものではないと考えている。現代奴隷と強制労働など特定の部分に焦点を当てている

ものだが、この狭められた特定の状況は時には良い出発点となるとともに、その部分から広げていくことができるからである。

- 英国ロンドンのグリーンウィッチ大学では公共調達に関わる人たち向けの研修プログラムもある。

Protecting Human Rights in the Supply Chain: A Guide for Public Procurement Practitioners

<http://www.hrprocurementlab.org/wp-content/uploads/2017/06/KnowledgeLUPC->

[ProtectingHumanRightsintheSupplyChain2.pdf](#)

#### <EU 調達指令とスウェーデンの事例>

- EU 調達指令から 2 年経過したが、EU 各国では現在ほどのように導入するのか試行錯誤している。
- 事例の1つとして、スウェーデンの地方自治体の公共調達がある。この事例は、スウェーデン中央政府の事例ではなく、地方自治体の事例である。スウェーデンの地方自治体は、ヘルスケア分野、デンタルケア分野、公共交通機関などを管轄する責任を持っており、とても多くの商品を調達している。2007 年に開始し、その当時のスウェーデンでの進んだ取り組みだが、製造業の設備的な不備などの問題があった。そこでその地方自治体は、まずリスクの高い問題のありそうな個所に焦点を当てリスクアセスメントを実施、テキスタイル産業、製菓業、食品産業、ICT 産業などについて実施した。なぜサステナブル調達を実施するのかは、義務的な部分が優先的事項であるが、それ以外の理由からも実施する必要があったからである。ここでは基準を特定し、人権デューデリジェンスもどのように実施するのかを特定した。そして多くのサプライヤーをエンゲージメントした。その中で、マレーシアのサプライヤーの製造現場を訪問し、そこでとても多くの違反事例を発見した。そして彼らはサプライヤーと協働し支援しながらこれらの問題個所に対処していった。調達でのポイントの一つとしては、違反事例を発見しサプライヤーとの契約を解除するとそこで働く労働者が苦しみことになり、改善もすることができないので、違反事例を発見しても契約を解除するのではなく、サプライヤーと一緒に解決をしていくということが重要となる。また中国の ICT 産業で大きな問題があった。ここでは現代奴隷と強制労働が報告された。このサプライヤーは DELL の子会社で、ここを訪問した。この工場自体はとても小さいので、DELL は無視していた。そしてここで行動を起こしたが、より効果的だったのは、グループでの行動である。小さなグループでもそれらが集まれば、レバレッジを効かすことができ、より大きな影響を与えることができるのである。これが地方自治体が集まって連携することのメリットである。またこれらの問題は一夜にして解決することはできない、サプライチェーン上の様々なステージにおいて、契約書は透明性を確保することができていないし、多くの問題があるからである。そこで何度も契約について改善をしていくそのプロセスが重要であり、このことを DELL とそのサプライヤー対して実施してしていた。そして DELL には、サプライヤーを遡り、自身のサプライヤーの情報を集めさせた。しかし時々その契約書の内容や法律によって、これらサプライヤーの情報を共有することができないようになっていることがあった。これは、スウェーデンの州議会と地方自治体の良い事例である。

#### <International Learning Lab (ILL) : 公共調達と人権: 20 か国(司法管轄)の調査>

- ILL では「公共調達と人権: 20 か国(司法管轄)を調査し、分析を行っている。これら 20 か国の司法管轄における法律について調べていった。これらの多くは欧州である。アメリカ(北中南米)については良く知っていないので情報が無い。また、ここには日本の事例も入っていないので、日本などより多くの事例を入れていきたいと考えている。しかしながらこの 20 か国(司法管轄)については良い事例となっている。
- 調達を行っている人、政治家、企業との対話を行うことは大切であり、違った角度からの意見を聞くことが重要である。また特にそれらを導入している公務員と対話を行うことは非常に大切である。これらの人たちが

理解をしているかを確認し、理解していない場合には、研修や法令の背景を伝えることも必要ということになる。また企業と話すこともとても重要である。企業の方が持続可能な調達のコンセプトを理解している。企業には持続可能な公共調達のメリットを説明する、そしてこの機会を活用して人権に関しても、企業により理解を深めてもらうようにしている。そしてこの場合には、「ビジネス・チャンピオン」という企業で進んだ取り組みをしている企業を見つける必要がある。企業は企業からの話の方が耳を傾けるし、政府は企業から話の方が聞く耳を持つ。大臣や政治家が、企業と話をし、企業の中でも売り上げ規模が大きいところが、どのように持続可能な公共調達や人権基準に対応しているのか、従業員の生活を向上させより効率的に行うなど改善についての話をするのは、人権の専門家が話すよりもより効果がある。

- 北アイルランドにおいては、政治家との対話で成功せず、公務員もおびえていた。そこで、企業と人権のフォーラムを作成し、企業を通じて、政府に働きかけ、政治レベルに持っていった。デンマーク人権研究所はそこで四半期に一度ミーティングを開催しビジネスと人権について説明した。そしてそこで企業が入っていると政府は企業が人権の話を知るとより興味を持って聞いている。そして企業を中心にし、イベントを開催し、そこで企業にビジネスと人権の取り組みを話をしてもらった。北アイルランド政府はこの企業の話を理解し、そして企業を通じてこの話を英国政府に伝えた。そして英国の法律の中にそれらが反映された。またその法律についてこのフォーラムがどのように考えているのかも伝え、英国はそれらを **NAP** に反映した。ビジネスと人権のこのフォーラムにおいて、企業が公共調達の中でビジネスと人権を理解し対応することは、とても効率的であり、違う形での良い進め方である。このフォーラムでは現在、企業主導による北アイルランドにおけるビジネスと人権についての **NAP** の設立が可能かを検討している。企業は常に政府の先をいっており、政府はそれについていくことが必要である。(nihrc.org を参照)
- 南アフリカはとても良い事例である。法律よりも憲法が強い事例である。南アフリカは、公共調達に関する憲法がある。これは根本的に違うアプローチであり、黒人の経済エンパワメント (**Black Economic Empowerment: BEE**) に焦点を当てている。**BEE** は社会を変えようとした。アパルトヘイトが終わり、その後、白人は裕福で、黒人は貧しいままであった。そこでこの状況を変えるために公共調達に関する憲法を設立しこれを利用して長い期間をかけて変えていったのである。成功しているかはいろいろ議論があるが、マクロの視点からは、公共調達が変化をもたらした事例である。この件についてはいろいろなどが発生していて複雑で簡単に説明できることではない。

#### <CSO ネットワークのレポートについて>

- CSO ネットワークのレポートは良い。
- 強調する点として次の2つがある。
- 「定義が不明確であること」。人権と公共調達に関して、企業は **CSR** を使用したが、デンマーク人権研究所としてこれは問題と考えている、何故ならば、過去に **CSR** はファイランソロピーと同義であったからである。そして欧州委員会は定義を変更していった。スタート地点としては悪くないが、問題は、政府は **CSR** を使いたい、なぜならば、**CSR** は、**Corporate social Responsibility** で企業の責任であり、政府の責任がないと言える理解できて都合がいいからである。しかしデンマーク人権研究所は、この定義を理解し受け入れるとともに、政府の義務について定義した。国は人権に関して企業とは違う義務があり、企業は企業自身の人権の義務がある。デンマーク人権研究所としてもこのような定義の部分での問題を同じように抱えており、伝えられる明確な回答はない。
- もう1つは、CSO ネットワークのレポートで議論されていない点だが、中小企業(SMEs)の問題をどうカバーするのかということである。大企業にとっては良いが、中小企業、ファミリー企業は実施することができない。



中小企業は、しばしば大企業とも競合している。また中小企業は USP がある。そこでこれを理解し中小企業が市場に参加できるように支援することが必要だ。国がこの価値を理解することが必要である。また「ベネフィット」に関する記載はあまり支持できないが、リスク(レピュテーションリスク、ビジネスリスク、財政的なリスク)に関しては多くのことを伝えることができる。契約書についても交渉し、また新しい調達プロセスも必要になる。

- もうひとつあげるとするならば、人権の義務の点である。法制化による部分はとても多くの議論がなされている。また、経済に関する問題もある。英国の同僚が、どのように伝えているかという点、障害がなにかという点である。ルールを変える時には、企業とどう話すかである。企業と話す時には、一つ以上の入札の話をする。例えば、サプライチェーン上に児童労働があるかどうかを確認しているかどうかで、入札額が変わってくる。入札額が低いかどうかではなく、それらに対応することを必要とすることである。5年後には主流化させたいが、新しい段階に引き上げるにはこれらの経済データがなければならない。対応するとコストがそれだけで5%は増加するというデータはある。そしてこれをケースとして伝えられればと考えている。
- 東京オリンピックに関して。モリス氏は2017年11月に東京オリンピック組織委員会(TOCOG)関係者と会った。公共調達は非常に規模が大きく潜在性がある。インフラ整備へのコストなども莫大である。組織委員会は公共のお金を莫大に使用することになる。TOCOGはPPPに関心がある様子。人権にとっては新しい分野だが、デンマーク人権研究所は、コモンウェルス・ゲーム・フェデレーションと話をしている。コモンウェルス・ネイションズ大会は4年に一回開催され、これは世界で4番目に大きなスポーツイベントになっており、人権に関しては最も先進的な取り組みをしている。事例を探している場合には、コモンウェルス・ネイションズ大会はいい事例である。

Commonwealth Games Federation Human Rights Policy Statement

[https://thecgf.com/sites/default/files/2018-03/CGF-Human-Rights-Policy-Statement-17-10-05\\_0.pdf](https://thecgf.com/sites/default/files/2018-03/CGF-Human-Rights-Policy-Statement-17-10-05_0.pdf)

- UNEP の 10YFP の人権と公共調達のワーキンググループでデンマーク人権研究所が運営を行っており、ウェビナーを開催している。そこに CSO ネットワークとして参加することは可能。
- ILL のカンファレンスには、CSO ネットワークも参加することができる。このカンファレンスだが、開催をボランティアで実施すると手をあげてくれるのを待っているの、定期開催ではない。2018年11月にトピックは決まっていないが南アフリカで開催する予定。また2018年6月、英国で現代奴隷と強制労働に関する内容で実施するかもしれない。これについてはお伝えする。
- NAP イタリアは NGO が政府に教育など含めるべきとしたが、人権機関は作る気がないようだ。

#### <デンマーク人権研究所、モリス氏からの質問>

- 日本政府は、国家人権機関を作る気がないのか？(高木:非常に難しい状況を説明)
- 日本の企業の、ビジネスと人権への関心はどうなっているのか？(下田屋:現状を説明)

#### <デンマーク人権研究所から提供された資料 まとめ>

<https://globalnaps.org/>

<https://globalnaps.org/issue/public-procurement/>

<https://globalnaps.org/resources/>

[http://www.nihrc.org/uploads/publications/NIHRC\\_Public\\_Procurement\\_and\\_Human\\_Rights.pdf](http://www.nihrc.org/uploads/publications/NIHRC_Public_Procurement_and_Human_Rights.pdf)

<http://www.nihrc.org/business-human-rights-forum>

<http://electronicswatch.org/en>

<http://www.hrprocurementlab.org/>

[http://www.hrprocurementlab.org/wp-content/uploads/2016/04/Contract-Guidance-Tool\\_FINAL\\_WEB.pdf](http://www.hrprocurementlab.org/wp-content/uploads/2016/04/Contract-Guidance-Tool_FINAL_WEB.pdf)

<http://www.hrprocurementlab.org/wp-content/uploads/2017/06/KnowledgeLUPC->

[ProtectingHumanRightsintheSupplyChain2.pdf](#)

<http://www.hrprocurementlab.org/blog/reports/modern-slavery-and-human-rights-in-global-supply-chains-roles-and-responsibilities-of-public-buyers/>

<http://www.hrprocurementlab.org/blog/reports/public-procurement-and-human-rights-a-survey-of-twenty-jurisdictions/>

(This is in Spanish, but the Downloads at the end include the presentation in English

<http://ricg.org/taller-sobre-derechos-humanos-y-compras-publicas/contenido/665/es/> )

<https://www.thecgf.com/about/CGF-Human-Rights-Policy-Statement-17-10-05.pdf>

以上